

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	6-3	担当課	農地・担い 手対策室
法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律	根拠条項	7-1	許認可等 の内容	農地中間管理機構の役員 の選任又は解任の認可
<p>○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄） （平成25年12月13日法律第101号）</p> <p>第7条 農地中間管理機構の役員を選任又は解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>第4条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半数を拠出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、都道府県に一を限って、農地中間管理機構として指定することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員が過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。</p> <p>三～五（略）</p>					